

意見書案第 8 号

インボイス制度の実施に当たり慎重な対応を求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和4年6月22日

福岡市議会

議長 伊藤嘉人様

提出者 福岡市議会議員

松尾りつ子

田中たかし

森あやこ

近藤里美

倉元達朗

インボイス制度の実施に当たり慎重な対応を求める意見書

2023年10月から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除方式として、適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が実施されることになっています。

インボイス制度が実施されれば、これまで消費税の納税を免除されていた小規模の事業者や個人事業主に新たな税負担が課されます。また、インボイスには税率ごとに区分して合計した取引額及び適用税率、取引年月日、品目、消費税額等のほか、税務署が割り振った事業者ごとの登録番号を記載しなければならないため、事務が煩雑であり、インボイスの発行事業者が困惑すると懸念されています。

また、度重なる消費税の増税に加えて、コロナ禍やウクライナ危機による世界的な景気後退、異常な円安による物価高騰が日本経済に深刻な影響を与える中、中小企業・小規模事業者は仕入れや経費に含まれる消費税を価格に転嫁することが困難な状況にあります。これまで消費税の納税を免除されてきた小規模の事業者からは、新たな税負担を強いるインボイス制度の実施中止を求める声が大きくなっています。

よって、福岡市議会は、国会及び政府が、中小企業・小規模事業者の事業存続のため、ひいては日本経済の悪化を防ぐために、インボイス制度の実施に当たり慎重に対応されるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
内閣官房長官 宛て

議長 名